


所管部課	市民部 市民課	部長	村上敏彰		
件名	東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱の一部を改正する要綱について				
関係事項	条例規則	住民基本台帳事務取扱規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の一部改正及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱について、一部改正をするものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の一部改正の施行により、条ずれが生じることから、引用している東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱第2条第3号中の表記「第7条第1項」を「第6条」に改め、合わせて様式中の文言も改める。 ・住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正の施行により、条項に変更が生じることから、引用している東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱第2条第6号中の表記「法第12条若しくは第12条の2」を「法第12条から第12条の4まで」に。第4条第3項第2号中の表記「法第12条の2第1項」を「第12条の4第1項」に改める。 <p>(2) 施行日 平成29年6月14日</p> <p>(3) 影響及び効果 法の一部改正に伴い、要綱改正がなされる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。